# 国の行政組織等の減量・効率化の推進について
# （平成17年度減量・効率化方針）

平成１６年１２月２４日

厳しい財政事情の中にあって、行政が取り組むべき緊要な諸課題に的確に対応していくためには、地方支分部局等の事務・事業など、国が行っている事務・事業の必要性を不断に見直し、情報通信技術の活用等による業務の効率化を図ること等により、社会経済情勢の変化に対応したスリムで効率的な政府を実現することが肝要である。

このような基本認識に立って、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、国の組織・業務の減量・効率化を具体的かつ計画的に進めるため、17年度予算編成過程等を通じて具体化を図った減量・効率化に関する今後の取組方針を、以下のとおり取りまとめる。

各府省においては、今後、本取組方針に掲げる事項を、既往の政府決定等を踏まえつつ着実に実施するとともに、さらに具体化を図るべき課題については、平成18年度予算、機構・定員要求等に的確に反映するものとする。また、本方針については、毎年度の予算編成過程等を通じて改定を行う。

## Ⅰ　地方支分部局等の事務・事業及び組織の合理化等

### １　アウトソーシングの推進

**【各府省共通事項】**

**(1) 民間委託等によるアウトソーシング**

「民間にできることは民間に委ねる」との基本的考え方の下、地方支分部局等の事務・事業について民間委託等によるアウトソーシングを推進する。

①　「行政効率化推進計画」（平成16年６月15日行政効率化関係省庁連絡会議）に基づき、警備・清掃等の庁舎管理等施設・設備等の管理業務、庁内ＬＡＮ等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務等については、民間委託等を積極的に推進する。

ＰＦＩについては先進的な取組実績を参考に、効率化に資する取組を積極的に検討する。

② 統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託等を一層推進する。

③ 公共事業関連業務について、事業の性格等を考慮しながら、設計・施工の一括発注方式の導入を引き続き進めるほか、各種調査業務、設計業務を始めとして、民間委託等を積極的に進める。

④ 公務員宿舎の管理業務についても、民間委託の推進等により、当該業務に専ら携わっている職員の削減を進める。

**(2) 独立行政法人等への移行**

民間委託等が困難な事務・事業についても、国が直接実施する必要があるかどうか常に見直すこととし、独立行政法人制度の趣旨、目的に沿う事務・事業については独立行政法人に移行するなど、減量・効率化に積極的に努める。この場合、既存の独立行政法人を活用するなど組織の肥大化を来たさないよう対処する。

**【個別事項】**

別表１参照

**２ その他の事務・事業及び組織の合理化等**

**【各府省共通事項】**

地方支分部局等の事務・事業を見直し、地方支分部局等が行う必要性の低下した事務・事業は、廃止、民営化等を行い、地方公共団体から要望がある場合については、地方公共団体への委譲を行うとともに、地方支分部局等の組織・業務体制を見直す等により、一層の減量・効率化を図る。

特に、事前規制型から事後チェック型への行政の在り方の転換、行政による民間活動への過度の関与となる補助行政・地域産業振興行政や業所管行政の見直しを進める。また、統計調査については、既存統計の抜本的見直しの検討状況を踏まえつつ、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年６月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）等に基づき整理合理化等を行う。

また、三位一体改革の実施に当たり組織・業務の在り方を積極的に見直すとともに、今後の道州制等の検討を踏まえた事務・事業の見直しを行う。

【個別事項】

別表２参照

## Ⅱ　情報通信技術の活用に伴う業務改革

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、以下により、情報通信技術の活用に伴う業務改革を行う。

### １　手続等のオンライン化

【各府省共通事項】

#### (1) 申請・届出等手続のオンライン化

「今後の行政改革の方針」等に基づき、行政手続のオンライン化による組織・業務の減量・効率化の実をあげるため、法令に基づく全ての行政手続の２割以上の手続について、手続の削減、統合・ワンストップ化、添付書類の削減・廃止・電子化、申請・届出等の頻度軽減、処理期間の短縮等の手続の簡素化・合理化を行う。特に年間申請件数が10万件以上の手続については、思い切った合理化を行う。これに併せて、従来の紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。

また、「今後の行政改革の方針」に基づき、次に掲げる具体的利用促進措置とその実施期限、利用率の目標等を定めた行動計画を、費用対効果や利用促進の誘引策等も勘案しつつ、各手続ごとに策定するなど、オンライン利用促進のための取組を推進する。

- 利用者の視点に立ったシステムの整備、サービスの改善
- 業務の効率化による実費の低減の手数料への適切な反映
- 添付書類を含め手続そのものの簡素化・合理化の徹底
- 処理期間の短縮　等

特に企業対象手続については、全面的なオンライン化を推進するため関係団体等への周知、要請等を行う。電子入札については、公共事業支援統合情報システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）を始めとした情報通信技術の活用などにより、全面的な実施を推進する。

上記のほか、「電子政府構築計画」等に基づくワンストップサービスの拡大と業務の効率化を進める。

#### (2) 統計調査のオンライン化

原則として、指定統計調査のうち、企業や事業所を対象に同一調査対

象を継続して調査するものについては、計画的に調査実施のオンライン化を推進する。また、世帯を対象とする調査についても、情報通信機器の普及状況等を勘案しつつ、オンライン調査の導入について検討する。

承認統計調査、届出統計調査についても指定統計調査に準じた措置をとるものとする。

オンライン化した調査については、利用環境の整備や普及広報活動を積極的に行い、オンライン報告等の促進を図るとともに、その利用状況を踏まえて減量・効率化を推進する。

**【個別事項】**

別表３参照

## ２　内部管理業務（バックオフィス）の効率化・合理化

**【各府省共通事項】**

「電子政府構築計画」、「今後の行政改革の方針」等に基づき、次に掲げるような内部管理業務への情報通信技術の活用及びこれに伴う業務の見直しを行う。

・　決裁階層を含む業務処理手順の簡素化・標準化
・　業務処理過程の重複の徹底した排除
・　共通システムの利用や業務・システム、業務処理の一元化・集中化
・　職員による判断を要しない業務の外部委託化
・　手続の簡素化
・　起案・決裁の電子化
・　給与支給の全額振込化　等

特に、中央省庁等改革の統合府省においては、統合メリットを活かした官房要員配置の見直し等一層の業務集約等の取組を行う。また、情報通信技術の活用を推進する官庁においては、率先して情報通信技術の活用及び抜本的な業務改革に取り組み、その積極的な推進を図る。

さらに、既に「電子政府構築計画」に基づく最適化計画が策定されている内部管理業務については、新システムへの移行に合わせた具体的な業務の見直しと減量・効率化を可能な限り早期に行う。

このような取組を進めることにより、「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務（人事・給与等、共済、

物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）については、業務全体として、実質的に４割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の３割以上の削減を行う。

なお、制度所管官庁等は、各府省における業務処理手順や手続の簡素化等が可能な限り早期に実施できるよう、必要に応じ、業務処理、手続等を定める関係法令の改正を行うとともに、各府省においても合わせて内部規程の見直しを行う。

**【個別事項】**

別表４参照

### ３　業務・システムの最適化等を通じた効率化・合理化

**【各府省共通事項】**

「電子政府構築計画」、「今後の行政改革の方針」等に基づき、業務・システムについて、上記２と同様、以下に掲げるような業務の見直しを行い、可能な限り早期に業務・システムの最適化を実施することにより、業務の効率化、合理化を図る。

- 業務処理過程の重複の徹底した排除
- 共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化
- 定型的業務等の外部委託の推進
- 決裁階層を含む業務処理手順の簡素化
- 起案・決裁の電子化　等

特に、旧式（レガシー）システムについては、最適化計画の策定に合わせて、業務・システムの最適化による定員の大幅な削減等の減量・効率化の見通しを明確化する。また、既に最適化計画が策定されている場合も、新システムへの実際の移行に当たって、更なる業務の見直しを行う。

その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

なお、先立って見直しの可能な業務については、できる限り早期に見直しに取り組む。

**【個別事項】**

別表５参照

## Ⅲ　その他本省内部部局等の事務・事業及び組織の合理化等

**【各府省共通事項】**

本省内部部局等においても、Ⅰと同様の観点から事務・事業の見直しを行う。

なお、製表等の統計事務のうち、秘密の保護の観点等から民間委託になじまないものについては、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。また、各府省における統計調査の見直しや民間委託等の進捗状況は、上記Ⅰの地方支分部局等における統計調査の見直しや民間委託等の進捗状況を含め、総務省が毎年取りまとめて、その結果を公表する。

このほか、上記Ⅰ、Ⅱ中に掲げた政府決定に加え、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年６月４日閣議決定）、「三位一体の改革について」（平成16年11月26日政府・与党）、規制改革・民間開放推進会議答申、行政評価等（政策評価を含む。）による勧告等、会計検査院の決算検査報告等も踏まえ、事務・事業及び組織・業務体制の見直し等を行うことにより、一層の減量・効率化を図る。

**【個別事項】**

別表６参照